

令和8年度新潟県企業誘致支援クラウドサービス提供業務プロポーザル実施要領

令和8年4月1日

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度新潟県企業誘致支援クラウドサービス提供業務

(2) 業務内容

「令和8年度新潟県企業誘致支援クラウドサービス提供業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（火）まで

2 見積限度額

7,414,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルの実施日程

事項	期日
募集公示	令和8年4月1日（水）
質問受付期限	〃 4月7日（火）
質問に対する回答	〃 4月13日（月）
参加申込書提出期限	〃 4月16日（木）
提案資格の審査・確認結果通知	〃 4月20日（月）
企画提案書提出期限	〃 4月24日（金）
プレゼンテーション・審査会	〃 4月30日（木） ※実施時間は後日参加者に通知
審査結果の通知・公表	〃 5月7日（木）

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 過去 3 年以内に、同種又は類似業務の実績を有すること。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関し質問がある場合は、下記により質問を行うこと。

(1) 質問の受付

① 質問方法

別紙様式 1「令和 8 年度新潟県企業誘致支援クラウドサービス提供業務に関する質問書」を電子メールにより送付すること。

※送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

② 受付期限

令和 8 年 4 月 7 日（火）午後 5 時（必着）

③ 提出先

下記「13 担当課（問合せ先・提出先）」に同じ

(2) 質問に対する回答

① 回答方法

新潟県ホームページにおいて質問と回答のみを掲載する。

※質問に対する回答は、実施要領および仕様書の追加または修正として扱う。

② 回答日

令和 8 年 4 月 13 日（月）

6 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

本プロポーザルに応募する者は、下記により参加申込書を提出するものとする。

(1) 参加申込

① 提出書類

ア 別紙様式 2「令和 8 年度新潟県企業誘致支援クラウドサービス提供業務参加申込書」

イ 新潟県に納税義務を有する者にあつては、県税納税証明書（参加申込書提出日から遡って過去 3 か月以内に発行されたものであつて、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。）

ウ 別紙様式 3「令和 8 年度新潟県企業誘致支援クラウドサービス提供業務と同種又は類似業務の実績」

エ 法人等の概要を説明した書面（パンフレット等可）

※上記ア～エは PDF ファイル形式で提出すること。

② 提出期限

令和 8 年 4 月 16 日（木）午後 5 時（必着）

③ 提出先

下記「13 担当課（問合せ先・提出先）」に同じ

④ 提出方法

電子メール

※送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年4月20日（月）までに提案資格の確認結果を書面で通知する。

(3) 参加申込辞退書の提出

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年4月24日（金）午後5時までに別紙様式4「令和8年度新潟県企業誘致支援クラウドサービス提供業務プロポーザル参加申込辞退書」を下記「13 担当課（問合せ先・提出先）」に提出すること。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

別添1「令和8年度新潟県企業誘致支援クラウドサービス提供業務プロポーザル提出書類一覧」のとおり

(2) 提出部数

各5部（正本1部、副本4部）及び電子データ

(3) 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時（必着）

(4) 提出先

下記「13 担当課（問合せ先・提出先）」に同じ

(5) 提出方法

書面：郵送又は持参

※郵送の場合は、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

電子データ：電子メール

(6) その他

- ① 提案者は1つの提案しか行うことができない。
- ② 提出期限以後の書類の差替えや再提出は認めない。

8 審査会の実施

本プロポーザルの審査は、令和8年度新潟県企業誘致支援クラウドサービス提供業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(1) 実施日

令和8年4月30日（木）

※審査会の実施時間は、企画提案書の提出者に別途通知する。

(2) 実施方法

オンライン会議システム（Zoom）を使用して行う。

提案者が審査委員に対し、自己の企画内容について説明した後、審査委員から質疑を行う。時間配分は、企画内容の説明を15分、審査委員による質疑を10分とする。

ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で実施する。

9 審査要領

別添2「令和8年度新潟県企業誘致支援クラウドサービス提供業務プロポーザル審査基準」に基づき、提出された提案書及びプレゼンテーションの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者（以下、「最優秀提案者」という。）と次点の者を決定する。

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに対して文書で通知する。

11 契約の締結

県は、審査委員会が最優秀提案者と決定した者と契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、別紙様式5「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。提出がないときは、契約を締結しない。

12 その他の留意事項等

(1)参加申込書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に要する費用は、提案者が負担する。

(2)提出された書類は返却しない。

(3)提出のあった書類は、審査以外には無断で使用しない。また、審査の際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。

(4)失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

① 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者

② 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は虚偽の記載をし、これを提出した者

③ 参加資格を満たさなくなった、又は参加資格を満たさないことが判明した者

(5)契約締結までの間に、県との協議を経て、提案された業務内容に変更が生じる場合がある。

13 担当課（問合せ先・提出先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部産業立地課立地推進係

TEL: 025-280-5248

E-mail: ngt050080@pref.niigata.lg.jp